

ご本人確認のお願い

当JAでは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づきまして、次のとおりご本人の確認をさせていただきますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 ご本人の確認が必要な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預りなどの取引を開始される時
- (2) 200万円を超える現金の受入または払出しに係る取引をされる時
- (3) 10万円を超える現金の振込み等をされる時

- ①振込、送金
- ②小切手の呈示による支払
- ③公共料金等の窓口収納

(但し、国・地方公共団体にかかる金品の納付(税金等)は除く)

(注) これらの取引以外にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

2 ご本人の確認

【お客様が個人の場合】

- ①当該個人の氏名、住所および生年月日

(注) ご本人様以外の方がご来店された場合は、その来店された方につきましてもご本人の確認をさせていただきます。

【お客様が法人の場合】

次のそれぞれの事項につきまして確認させていただきます。

- ①当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地
- ②当該法人の代表者などご来店された方の氏名、住所および生年月日

3 ご提示していただく書類

【個人の場合】

(本人確認書類は、氏名、住所および生年月日の記載があるものに限りです。)

- (1) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことによって直接ご本人の本人確認を行います。
 - ①運転免許証
 - ②旅券(パスポート)
 - ③住民基本台帳カード
 - ④各種年金手帳
 - ⑤各種福祉手帳
 - ⑥各種健康保険証
 - ⑦外国人登録証明書
 - ⑧取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書など

(2) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくとともに、当該取引にかかる書類などをお客様に郵送し、到着したことを確認することによってご本人の本人確認を行います。

- ①住民票の写
- ②住民票の記載事項証明書
- ③印鑑登録証明書
- ④戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写が添付されているもの）
- ⑤外国人登録原票の写
- ⑥外国人登録原票の記載事項証明書など

【法人の場合】

- ①登記事項証明書（登記簿謄本または抄本）
- ②印鑑登録証明書など

- (注) 1 初めて当 J A とお取引をされるお客様が 200 万円を超える現金の受入または払出しに係る取引および 10 万円を超える現金の振込みをされる際などは、運転免許証など、窓口で直接ご本人の確認がとれる本人確認書類を提示してください。
- 2 本人確認にあたって郵送による到着確認が取れない場合には、お取引を停止することもあります。
- 3 本人確認書類などをコピーさせていただくことがあります。

4 ご留意事項

- (1) 一度、本人確認を行わせていただいたお客様につきましては、本人確認書類を新たに提示していただく代りに、通帳の提示など当 J A 所定の方法により本人確認をさせていただくことがあります。
- (2) 貯金等のお取引がないお客様につきましては、上記お取引の都度、本人確認をさせていただくことがあります。
- (3) ご本人以外の本人確認書類による取引などにつきましては、法律により禁じられています。
- (4) ご本人の確認ができないときは、法律に基づきお取引ができないことがあります。

* 詳しくは、窓口にお問い合わせください。